

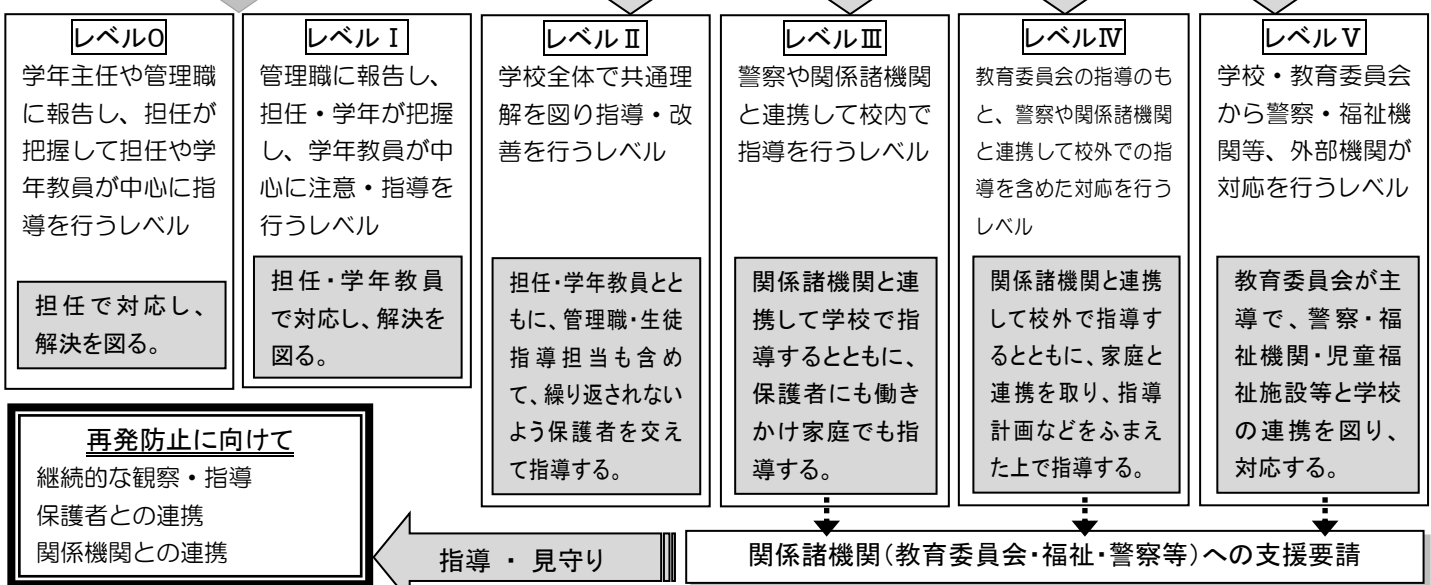


レベル0	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ	レベルⅤ	
もの隠し 無断欠席 無断遅刻 頭髪・服装 夜間徘徊 校区外の外出 等 軽微なもの・校則違反にあたるもの	誹謗中傷行為【からかい・悪口・陰口・暴言 等】					違法行為にあたるもの
	暴力行為【生徒間・対教師・器物破損 等】					
	侵入行為【空き教室・敷地・不法侵入 等】					
	授業に関するもの【エスケープ・妨害】		窃盗行為【物盗り・万引き・自転車盗 等】			
	火に関するもの【ライター所持・火遊び・喫煙 等】					
				無免許運転【バイク・自動車 等】		
その他、教育的見地からそれらのレベルとして指導するのが適切と判断させる場合、それぞれのレベルに位置づけし対応する。						

▶警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
 ▶被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

校内委員会の開催 《レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う》
 ▶必要に応じ、校長の判断で部活動顧問・スクールカウンセラーを加えることが可
 ☆役割分担（児童生徒からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等）
 ☆状況の把握…事実を時系列で整理・記録し、対応方針の検討と確認を行う。

教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。《報告書の提出》



再発防止に向けて
 継続的な観察・指導
 保護者との連携
 関係機関との連携

留意事項

- ▶対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
 - ▶校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
 - ▶いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応かを協議する。
 - ▶暴力行為等は、関係機関等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。
- 問題行動のそれぞれの事案において、早期対応・解消に努める